

会議記録（要旨）

会議の名称	第 14 回 広陵町自治基本条例推進会議
開催日時	令和 8 年 2 月 13 日（金） 10：00～11：30
開催場所	広陵町役場 3 階大会議室
出席委員の人数	委員：13 名 オブザーバー：3 名
欠席委員の人数	4 名
出席職員等	町長、地域振興部長 <事務局> 地域振興部 協働のまちづくり推進課 3 名 産業総合支援課 1 名 <運営支援> 特定非営利活動法人 NPO 政策研究所 2 名
公開・非公開の別	公開
非公開の理由	－
傍聴人の人数	3 名
次第	1 開会 2 会長あいさつ 3 前回までの概要 4 議事 ・広陵町自治基本条例の見直しについて パブリックコメントの結果 各部会からの報告（計画推進部会、条例周知部会） 自治基本条例シンポジウムの結果報告 ・広陵町自治基本条例見直しに係る答申（案）について 5 その他 6 閉会
会議の記録（要旨）	
議事／ 発言者等	発言内容等
1 開会	
事務局	○第 14 回広陵町自治基本条例推進会議を開会します。（全体進行説明、委員の出席状況の報告） ○当会議は公開で傍聴可能です（3 名傍聴）。 ○資料の確認（事前送付資料及び当日配布資料） 次第/資料 1：第 14 回広陵町自治基本条例推進会議/資料 2：パブリックコメント回答案/資料 3：計画推進部会報告/資料 4：条例周知部会報

	告/資料5: シンポジウムアンケート集計結果/資料6: 広陵町自治基本条例の見直しに係る答申書(案)/資料7: 広陵町パブリックコメント手続き実施要項(案)/資料8: 令和7年度参画と協働施策実施状況報告書
2 会長あいさつ	
会長	○答申に向けて、検討・審議よろしくお願ひいたします。 ○議事に入る前に、前回までの概要報告を事務局からお願ひします。
3 前回までの概要(報告)	
事務局	○資料1に基づき、説明
4 議事	
会長	○本日の議事・パブリックコメントの結果について、事務局から説明してください。
事務局	○資料2に基づき説明
会長	○ご質問、ご意見がありますか。
委員	○「逐条解説31p」への回答について、安心して活動できる環境づくりへの姿勢を明確に示すよう検討を。「自治会などの基礎的コミュニティを筆頭に」とあるが、「はじめとして」と表記に変えてはどうか。 ○「逐条解説36p」への回答がわかりにくい。「地域の総合力を發揮」というよりも、例えば、担い手の掘り起こしなど「地域の総合力を引き出して」と表現した方がいい。また「難しくなった事業」とあるが、それまでやってきたことが難しくなった場合もあれば、それまでできなかった事業もあるので、「難しくなってきた、または難しい事業」とした方がいい。検討をお願いします。
委員	○「逐条解説36p」のところ、大災害時の活動は自治会だけではもう対応できない。地域で対応していくためのまちづくり協議会の必要性を地域全体で考える場が必要ということを訴えてほしい。まちづくり協議会活動でPTAや校長先生などいろんな意見も聞けるようになった。そういう場が必要ということを記載してほしい。
委員	○事務局から4名から8件と報告がありましたが、この回答書にも記載して公表すべき。
会長	○ご意見・ご指摘の趣旨を踏まえて事務局で修正してください。その修正内容については、ご意見のあった委員にお見せして了解を得るという形で進めましょう。 ○それでは、次の各部会からの報告をお願いします。

事務局	○資料3に基づき「計画推進部会報告資料」説明
委員	○「計画推進部会」の活動内容報告 <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政等、住民との協働事業に関し、参画と協働の施策実施状況報告書もとに相手の評価が大きく異なるものを重点的に議論</li> <li>・誰がどのように評価してるのか様式を変更する</li> <li>・委託事業については、委託先の評価も継続して必要だが、その先の実際に活動している団体からの評価も取り入れるなど、事業の分類により評価の仕方の検討が必要</li> <li>・公募委員については、任期のタイミングを見て検討を継続する (質問・意見なし)</li> </ul>
事務局	○資料4に基づき「条例周知部会報告資料」説明 <ul style="list-style-type: none"> <li>○「条例周知部会」の活動内容報告：委員欠席のため、事務局が代読 <ul style="list-style-type: none"> <li>・シンポジウムの開催に向けてタイトルや周知方法、パネリストについて議論</li> <li>・周知用のチラシの作成 (質問・意見なし)</li> </ul> </li> </ul>
会長	○資料からもわかるとおり、各部会とも真摯な取組みをしていただき、それがシンポジウムの盛り上がりにもつながったと思います。ご苦労様でした。 ○それでは、シンポジウムのアンケート集計結果について事務局から説明してください。
事務局	○資料5に基づき説明 (質問・意見なし)
会長	○それでは、自治基本条例の見直しに係る答申書(案)について、事務局から説明してください。
事務局	○資料6に基づき説明
会長	○ご意見・ご質問はありますか。
委員	○確認ですが、9ページのところ「議会の承認を得て」とありますが、議決では。用語として大丈夫ですか。
会長	○議決を得て承認という運びになるので、議決としましょう。
委員	○29p3 行目誤植があります。「整備されたこと…」に修正を。

会長	<p>○いただいたご意見・ご指摘修正したうえで、答申としては確定ということでもよろしいでしょうか。（異議なし）それでは、修正後のもので町長への答申といたします。</p> <p>○議事については以上となります。</p>
5 その他について、6 閉会、閉会后答申書手渡し	
会長	○「次第5（その他）」について、事務局から説明してください。
事務局	○資料7に基づき「パブリックコメント手続き実施要項（案）」について説明
会長	○ご意見・ご質問はありますか。
委員	○第6条2項の但し書きが気にかかる。自治体によって期間の規定は様々ですが、緊急その他やむを得ない事情がある場合は短縮できるとあり、その場合であっても15日を下回らないよう努めるとあります。これを書きますと、15日すればいいとならないか。
事務局	○もともと但し書には15日を下回らないよという文言は入っておりませんが、そうすると1週間でもいいのか、もっと短くてもいいのかとならないよう、努力義務ではありますが、最低15日以上は期間を設けるとしたものです。
委員	○第6条2項ですが、第1項で「30日以上意見提出期間」を定めており、概ねとか原則とか問う文言をつけていないこともあり、第2項で、実施機関が緊急その他やむを得ない事情があると認めるときはその理由を公表の上、当該期間を短縮することができるのと定めただけで、一定の担保をしようということによって15日という歯止めの文言を追加したと思われる。ただ、委員からご意見があったように、ここの第2項の前段の基本的なガイドラインや解釈を示さないと、運用が適正に行われるかどうか懸念が生じるかもしれません。この項の適用判断は難しいので、指針を示すというような形を取った方がいい、残すのであれば、そういうルールをしっかりと立てないといけないと思う。あるいは削除して、原則30日以上と書き直す方がいいかもしれない。どちらにしても、運用についての原則というのはしっかりとルールで定めないといけないと思う。
事務局	○これまでパブリックコメントの期間がバラバラだったので、概ね30日とか1か月程度という表現もあると思いますが、きちんと定めて30日以上としようということがまず第一点、第1項で謳われております。ただし、緊急やむを得ない場合は理由を付して短縮することができる。それはどんな時かというところは今後Q&Aなりで示していかないといけないと事

	<p>務局は考えております。その後の但し書は、乱用されないようにどうか、短縮する場合であったとしても、2週間は必ず確保しなければならないとしたものです。何日でもいいとにならないようにと、あえてこの但し書を付けたものです。これを残すかどうかについても、ご審議いただけたらと思います。</p>
委員	<p>○委員は、下限を示す、しかもその最後に「努めるものとする」となっていることへの懸念です。公表文書にその理由をしっかりと書いたうえでパブリックコメントをやるとなっているにも、15日ギリギリでやろうという所が出てこないかということだと思います。そうならないように、運用規定をしっかりと定めていただきたい。</p>
会長	<p>○議論を整理するうえで、確認しましょう。これは要綱ですので、執行部の運用規程ですね。議会から出される議員立法的なものは除外ですね</p>
事務局	<p>○はい。</p>
会長	<p>○その旨、共有しておく。議会から出される議員立法的な条例などについては、このパブリックコメントの対象になっていない、首長部局の内部規律です。ですので、この内部規律を律するうえでの統制力は町長しか発揮できません。どうしますか？ 審議会にかけて諮問事項にしますか？ つまり、パブリックコメント審議会みたいなものがないとなると、15日に関わる但し書についての運用規定が守られているかどうかはどこで判定するのか。そこの問題が皆さんの不安にある。実施機関の自己判定が正しいかどうかについては、外部諮問機関にかけて担保するという方法があるということです。現状では、この推進会議でしょうね。</p>
事務局	<p>○現状はそれぞれの課で実施している状況ですので、今回この要綱を設置して統一的な見解と手続きでやろうということです。パブリックコメントに係る審議会を持っていない現状にあります。今ここで審議会を設置しますとは即答できませんので、協働のまちづくり推進課に持ち帰り、それぞれの担当課がどのタイミングで実施していくのか、期間の担保をどういう形で確認するのか、この推進会議でさせていただくのかなど検討し、ご報告させていただきます。</p>
会長	<p>○分かりました。確認ですが、但し書規定の適用が妥当であるかどうかの判定は、実施機関である町長および行政委員会の委員長がすることになります。ですから、短縮されているということについて、妥当かどうかの判断・審査をせねばなりません。審査したという事実があるかどうかということ、その審査が正しかったかどうかについては報告する義務があるとすれば、審議会召喚事項にしなくても情報公開の対象になる。当然そうですね。</p>

事務局	<p>○確認ですが、それぞれの課がパブリックコメントするときの起案・決済に、協働のまちづくり推進課の合議を取る、そういう形で確認をしながら実施する。そして、審議会に最終報告をさせていただく。こうした仕組みをつくり進めていくということによろしいでしょうか？</p>
会長	<p>○できるだけ無駄な組織を作らず、しかも実効のあるパブリックコメント制度の確立をしていくための方法として申し上げます。パブリックコメント審議会のようなものを新たにつくる必要がなく、なおかつ住民に対して、この要綱の運用が妥当である・間違っていないということの説明責任を果たす。それを安定的に進行管理する考え方として、情報公開すること、それからこの推進会議で事後報告すること、この二つで担保していきましょう。</p>
町長	<p>○短縮する場合につきましては、あくまでも理由を公表するとさせていただいております。その中で、その理由が妥当であるかどうか、それは住民の皆さんが判断されるところもあると思います。それでは理由になっていない、だめではないかというご意見があった場合、この推進会議の場でご議論いただく。しっかりと担保する必要があるのではないのかというご指摘についても、この場に諮らせていただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>○町長さんからご回答いただきましたので、この件についてこれで了したいと思います。確認ですが、これは条例でもないし規則でもない要綱ですので、行政内部規律の扱いになります。立法機能に関してはパブリックコメントの対象にはなりません。別途議会がどうお考えになるかという主体性に委ねる話です。ですから、町長サイドから口出しするべきものではないという姿勢で要望していただく、そういう性格のものです。ただし、内部規律ではあったとしても住民の知る権利に関する中身ですから、情報公開責任で担保しようということ。その公開を受けるいわば責任の窓口は、この委員会が妥当ではないだろうかという提案をいただいたということでご了解ください。では、以上をもちましてパブリックコメントに関するご報告については了解ということによろしいでしょうね。（異議なし）</p>
事務局	<p>○それでは報告事項の続き「令和7年度参画と協働施策実施状況報告書」です（資料8に基づき説明）。本年度から、推進会議委員の皆様にもこの推進会議が行政と協働できていたか、評価をいただきたいと思っております。シートにご記入いただき、各委員からの評価を平均しまして、推進会議としての令和7年の評価とさせていただこうと思っておりますので、よろしくお願いいたします。</p>

事務局	<p>○委員の皆様におかれましては、本日が最後の会議となります。ご協力を賜りましてありがとうございました。委員の任期は3月末までとなっておりますので、議会に上程して議決されるまで、また年度末まで今までどおり委員としての責務を持っていただくようお願い申し上げます。</p> <p>○4月以降の自治基本条例推進会議の委員につきましては、3月広報に公募の記事を掲載させていただきます。なお、再任の制限は設けておりません。以上で報告事項は終わりです。ありがとうございました。</p>
会長	<p>○それでは、これで閉会とさせていただきます。ご苦勞様でした。</p>
事務局	<p>○ありがとうございます、これで推進会議を終了させていただきます。続いて、答申書の手渡しです。当推進会議会長・副会長から、広陵町長に答申書をお渡しいただきます。</p>
会長	<p>○今年度に審議をいたしました広陵町自治基本条例の見直しについて答申いたします。令和7年5月20日に諮問を受けて以降、公募による委員、各団体の長、学識経験者等計17名により真摯に議論を重ね、本答申書ができました。内容につきましてはお渡しする答申書のとおりとなりますが、概要について申し上げます。条例改正の要件を整理し、条例改正の必要があるか、逐条解説書の変更で対応は可能か議論を重ねてまいりました。その結果、法改正に伴う条例の一部改正が必要なものが1件。分かりやすく見やすい条例にとの思いから、逐条解説書にイメージ図の挿入や関係計画のQRコードを掲載するなどの改訂案も作成いたしました。詳細につきましては、お渡しする答申書に記載しておりますのでご確認願います。また、先ほど第14回推進会議の中でも委員の皆様からご意見を頂きましたが、そういった委員の皆様のお思いも併せて受け止めていただきたいと思っております。以上、本推進会議の答申とさせていただきます。</p>
町長	<p>○答申書を置け取り、御礼あいさつ</p>
各委員	<p>○答申手渡し後、感想など一言コメント。</p>

(以上)